

むつ市農業委員会第727回総会議事録

1. 開催日時 平成27年11月13日（金）午前10時50分から午前11時30分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A
3. 出席委員（28名）

| 議席 | 役職名     | 氏名    |
|----|---------|-------|
| 1  | 農業委員    | 北川岩男  |
| 2  | 〃       | 青木明   |
| 3  | 〃       | 杉山重一  |
| 4  | 〃       | 菊池秀藏  |
| 5  | 〃       | 坂本正一  |
| 6  | 〃       | 畑中光政  |
| 7  | 〃       | 蛭名修一  |
| 8  | 〃       | 柏谷均   |
| 9  | 会長      | 立花順一  |
| 10 | 農業委員    | 嶋田輝雄  |
| 11 | 〃       | 菅原靖博  |
| 13 | 〃       | 村口鉄雄  |
| 14 | 〃       | 野里岩雄  |
| 15 | 〃       | 嶋影秀子  |
| 16 | 〃       | 向川則勝  |
| 17 | 〃       | 林忠久   |
| 18 | 〃       | 小林義顯  |
| 19 | 〃       | 柳澤都市秋 |
| 20 | 〃       | 福永忠雄  |
| 21 | 〃       | 藤澤伊三郎 |
| 22 | 〃       | 村口利光  |
| 23 | 〃       | 杉山武美  |
| 24 | 〃       | 本山日満夫 |
| 25 | 〃       | 柴田峯生  |
| 26 | 〃       | 中嶋寿樹  |
| 27 | 会長職務代理者 | 畑中重宏  |
| 28 | 農業委員    | 板井弘巳  |
| 29 | 〃       | 立花幸雄  |

#### 4. 欠席委員（2名）

| 議席 | 役職名  | 氏名   |
|----|------|------|
| 12 | 農業委員 | 工藤輝雄 |
| 30 | 〃    | 水戸隆重 |

#### 5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について
- 議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
- 議案第4号 非農地証明交付申請の承認について
- 報告事項 農地の転用事実に関する照会について  
その他

#### 6. 会議に従事した職氏名

局長 工藤 初男  
次長 畑 中 誠  
主任主査 川村 利之  
主任主査 対馬 亮子

#### 7. 会議録署名委員

8番 柏谷 均            10番 鴨田 輝雄

#### 8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対馬 亮子

## 9. 会 議 の 概 要

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>ただいまから、むつ市農業委員会第727回総会を開催いたします。<br/>ただいまの出席委員は、30名中28名で定足数に達しております。<br/>本日、30番水戸委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。<br/>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。<br/>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、8番柏谷委員、10番鳴田委員を指名いたします。<br/>なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。<br/>日程第2、会期の決定を行います。<br/>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なしの声)   |
| 議長  | <p>それでは、議案審議に入ります。<br/>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件を、議題に供します。<br/>事務局より説明願います。</p>  |
| 事務局 | <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、1件についてをご説明いたします。<br/>受付第1号、申請地田名部字赤川ノ内並木14番607他2筆、現況は畑、面積合計14,772㎡、世帯内の贈与による所有権移転であります。<br/>申請地では、譲渡人、譲受人の世帯が耕作してきたものであります。譲渡後も今まで同様、牧草・野菜の栽培地として利用するものであります。<br/>調査については、11月2日杉山重一委員、菅原委員、工藤委員、林委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われまます。<br/>以上で説明を終わります。</p>                              |
| 議長  | <p>議案第1号について、質疑を許します。<br/>質疑ございませんか。</p>   |
| 各委員 | (異議なしの声)   |
| 議長  | <p>質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。<br/>続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見についてを、議題に供します。<br/>事務局より説明願います。</p>   |
| 事務局 | <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見についてをご説明いたします。<br/>受付第1号、申請地は大字奥内字奥内49番5、面積227㎡。<br/>申請理由は、現住居は築80から90年経過しており、老朽化が激しいため、また、建築期間中の仮住まいも近隣で探すことは困難なため、やむを得</p>   |

ず農地を転用するものであります。

一般基準、立地基準ともに、農地法第4条第2項には該当せず許可相当であると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

立花幸雄  
委員

議案第2号については、必要最低限の面積を分筆して転用とのことで、特に問題になるようなことはありません。

議長

議案第2号について、質疑を許します。  
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてを、議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてご説明いたします。

本議案は、農地利用状況調査に伴い農地の確認をした結果、非農地と判断できる農地、及び、以前より転用済みの農地などが発見されましたので、筆数合計278筆、面積合計645,260㎡を、農地台帳から削除するためのものであります。

それでは、現地の空中写真を、スライドで見させていただきます。

(スライドにより、空中写真で説明)

議長

議案第3号について、質疑を許します。  
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。

議案第4号、非農地証明交付申請の承認についてを、議題に供します。  
事務局より説明願います。

事務局

議案第4号 受付第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

申請地は、大畑町上野96番70他2筆、面積合計3,355㎡であります。

調査につきましては、11月2日畑中光政委員、本山委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用することができ

ないと見込まれるため非農地と判断できるものであります。

なお、大畑町上野96番75は、転用許可済みであります。許可証紛失のための申請となります。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

畑中光政委員 議案第4号については、事務局の説明通り継続して利用することが出来ないと見込まれるため、非農地と判断できます。

議長 議案第4号について、質疑を許します。  
質疑ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 質疑がありませんので、議案第4号は原案のとおり承認いたしました。  
続きまして、農地の転用事実に関する照会について等、報告事項が7件あります。  
事務局より、説明願います。

事務局 報告事項、農地の転用事実に関する照会、7件についてご説明いたします。  
受付第1号、申請地は大字田名部字品ノ木34番70、地目は畑、面積1,263㎡についてであります。

調査につきましては、10月14日北川委員、青木委員、嶋影委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

受付第2号、申請地は大畑町高橋川40番1、地目は畑、面積70㎡についてであります。

調査につきましては、10月14日畑中光政委員、柏谷委員、畑中重宏委員、事務局で調査した結果、相当年以上前より小屋が建っているため、非農地と回答いたしました。

受付第3号、申請地は大字田名部字南椈山28番1他1筆、地目はいずれも畑、面積合計1,451㎡についてであります。

調査につきましては、10月14日北川委員、青木委員、嶋影委員、事務局で調査した結果、牛舎として転用済みであり、また、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

受付第4号、申請地は小川町一丁目516番2、地目は畑、面積43㎡についてであります。

調査につきましては、11月2日杉山重一委員、菅原委員、工藤委員、林委員、事務局で調査した結果、南側農地と連続して最近まで耕作されており、容易に農地に復元可能なため農地と回答いたしました。

なお、空中写真に有ります申請地の下側にあります農地1,165㎡と同じ所有者で同じく耕作されていたようです。

受付第5号、申請地は苦生町一丁目309番他1筆、地目はいずれも田、

面積合計1, 768㎡についてであります。

調査につきましては、11月2日杉山重一委員、菅原委員、工藤委員、林委員、事務局で調査した結果、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

受付第6号及び第7号は隣同士ですので、一緒にご説明します。  
申請地は大字奥内字金谷沢1番281、金谷沢1番252、地目はいずれも畑、面積合計1, 929㎡についてであります。

調査につきましては、11月2日杉山重一委員、菅原委員、坂本委員、林委員、事務局で調査した結果、農地として復元困難で、農地として継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。  
これもちまして、むつ市農業委員会第727回総会を閉会します

10. 会議録署名委員

会議録署名委員

柏 谷 均

会議録署名委員

鴨 田 輝 雄